

I C T活用工事に関する特記仕様書【受注者希望型】

(総則)

第1条 本工事は、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び完成図書や施工管理の記録などの関係書類について、3次元データ等を活用する「I C T活用工事」の【受注者希望型】対象工事である。

(定義)

第2条 I C T活用工事とは、以下に示す(1)～(5)の施工プロセスにおいてI C Tを活用する工事である。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) I C T建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

※ ただし、簡易型、チャレンジカワサキ型については、川崎市が定めた「川崎市I C T活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型 ○○工）」等に基づき、適宜選択し活用する。

※ それぞれの型における詳細については、川崎市ホームページを参照のこと。

(実施の選択)

第3条 受注者は、I C T活用工事を実施する場合は、「川崎市I C T活用工事実施ガイドライン」等により行うものとし、施工計画書を作成し、監督員と協議の上、施工内容を確定すること。

(I C T活用工事の具体的内容)

第4条 I C T活用工事は、I C Tを活用して、以下の施工を実施する。

- (1) 3次元起工測量

受注者は、I C T建設機械による施工ができるように、トータルステーション（光波方式又はノンプリズム方式）（以下、「T S」という。）、無人航空機や地上型レーザースキャナー等を用いた3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

- (2) 3次元設計データ作成

受注者は、第4条(1)で取得した計測データと設計図書を用いて、I C T建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

- (3) I C T建設機械による施工

受注者は、第4条(2)で作成した設計データを用い、I C T建設機械を作業に

応じて選択して施工を実施する。

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

受注者は、国土交通省の「3次元計測を用いた出来形管理要領(案)」などに準拠して施工計画書を作成し、施工管理を行うこと。また、3次元施工管理データにて出来形管理等を実施する場合は監督員と協議を行った上で施工管理を実施すること。

なお、従来通り断面管理を実施する場合には、川崎市土木施工管理基準(以下「本市基準」という。)に準じて出来形管理を行うものとする。ただし、3次元施工管理データの出来形管理等と従来手法との二重管理は行わない。

監督及び完成検査については、国土交通省の「出来形管理の監督・検査要領(案)」などの基準に準拠し実施するものとし、完成図書の作成について監督員と協議を行うこと。なお、当該要領に実施することが困難な場合には、川崎市工事請負工事監督規程、川崎市請負工事検査規定、川崎市請負工事検査事務取扱要領など(以下「本市規定」という。)に基づき実施するものとする。

(5) 3次元データの納品

受注者は、第4条(4)により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

(施工協議)

第5条 受注者が、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、各ガイドライン及びの川崎市土木工事標準積算基準書等に基づき各段階を設計変更の対象とする。

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

(工事成績)

第6条 ICT活用工事を実施した場合は、主任監督員の評価項目である「創意工夫」を評価対象とする。

(実施の中止、変更)

第7条 受注者は、工事の施工に当たり、やむを得ない事情によりICT活用工事の実施が困難となった場合、発注者に対して実施の中止、または変更などの協議を行うことができる。

(調査への協力)

第8条 受注者はICT活用工事に係るアンケート調査に協力するものとする。アンケート調査は、ICT活用の有無を問わず、原則、検査前までに入力を終えるこ

と。

アンケートフォーム <https://logoform.jp/f/fyLXX>

(その他)

第9条

(1) 本特記仕様書に記載がない事由が生じた場合は速やかに監督員と協議を行い、承認を得た後に施工を実施すること。

(2) ガイドラインに掲載の無い工種については、監督員と協議を行い、承諾を得ること。なお、実施にあたり、国土交通省の各実施要領及び積算要領を準拠すること。工事成績については第6条とする。

(3) ICT活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、ICT活用工事として事後設定できるものとする。